

目なく行くことを通じて、後期高齢者の健康の保持・増進を図ります。  
**時** 7月1日(出)から  
**内** 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)・通いの場などへの積極的な関与など  
**対** 西東京市後期高齢者医療保険被保険者で、重症化のおそれなどがある方  
**▶** 保険年金課 田 042-460-9832

## 募集 公園管理協力会員

公園の維持管理にご協力いただく公園管理協力会員を募集します。  
**□活動場所**  
 市が管理している公園・緑地・ポケットパーク・樹林地など  
**□活動内容**  
 公園内の清掃・除草などの美化活動など  
**□参加条件**  
 原則、維持管理を希望する公園などの付近の市民・団体  
 ※詳細は下記へお問い合わせください。  
**▶** みどり公園課 田 042-438-4045

## 学童クラブ夏季限定会計年度任用職員(児童指導業務補助員)

**対** 18歳以上(高校生を除く)  
**定** 30人程度  
**□任期/勤務時間** 7月21日(金)~8月31日(休)の平日で週3~5日/午前8時30分~午後6時のうち7時間30分以内  
 ※勤務開始日・勤務日数は要相談  
 ※期間中に既に予定がある場合は履歴書にご記載ください。  
**□報酬** ●有資格者:1,200円  
 ●無資格者:1,100円  
**申** 指定の履歴書(写真貼付)、資格証明書の「写し」(有資格者のみ)を〒188-8666市役所児童青少年課へ郵送、メールまたは持参(田無第二庁舎2階)

※詳細は登録案内をご覧ください。  
**▶** 児童青少年課 田 042-460-9843  
 田 jidou@city.nishitokyo.lg.jp

## 地域公共交通会議市民委員

**内** 市内公共交通などの検討や西東京市地域公共交通計画の進行管理など  
**対/定** 18歳以上で在住・在勤・在学の方/2人  
**□任期** 8月1日(火)から2年間  
**□会議数** 年2~4回程度(平日開催)  
**□報酬** 月額1万800円  
**□選考方法** 作文「誰もが便利に移動するために、西東京市に必要なこととその理由」(800字以内)による選考  
**申** 6月15日(木)(必着)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所交通課へ郵送・メールまたは持参(保谷東分庁舎)  
**▶** 交通課 田 042-439-4435  
 田 koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp

## 子ども子育て審議会委員

**内** 市の子どもおよび子育て支援の施策・計画などに関する審議  
**対/定** 在住・在勤・在学の満18歳以上で次に該当する方  
 ●市内の幼稚園・保育所・学童クラブに入っている子どもの保護者/各1人  
 ●子どもおよび子育ての支援に関するNPO法人・サークルなどで、本市に事務所などの拠点がある団体に所属している方(1団体につき1人のみ)/1人  
 ※ほかの審議会委員などとの兼任不可  
**□任期** 2年  
**□会議数** 月1回程度(昼・夜は未定)  
**□報酬** 月額1万800円  
**□選考方法** 作文「この審議会におけるあなたの役割」(1,000字程度)と書類による選考

**申** 6月30日(金)(必着)までに、作文(様式任意)と申込書(指定様式)を〒188-8666市役所子育て支援課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)  
 ※詳細は市HPまたは窓口で配布する募集・選考要領をご覧ください。  
**▶** 子育て支援課 田 042-460-9841

## 保育園調理・用務業務委託事業者

**内** 市立はこべら保育園の調理・用務業務  
**□選定方法** 企画提案競技(プロポーザル方式)  
**□募集要領** 市HPで公表  
**申** 6月1日(木)~30日(金)正午(必着)に、必要書類を幼児教育・保育課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)  
 ※詳細は市HPをご覧ください。  
**▶** 幼児教育・保育課 田 042-452-6777

## 市職員(一般事務) 令和5年10月1日付採用(経験者) 令和6年4月1日付採用(福祉職含む)

**□試験案内** 6月20日(火)まで田無庁舎5階職員課・市HPにて配布  
 ※詳細は試験案内をご確認ください。  
**▶** 職員課 田 042-460-9813



市HP

## 公民館保育員(令和5年7月1日付採用)

**□資格** 次のいずれかに該当する方  
 ●保育士の資格を有する  
 ●幼稚園教諭免許を有する  
 ●乳幼児の保育業務に携わった経験を3年以上有する  
 ●乳幼児の育児または養育の経験をおおむね6年以上有する  
**□人数** 8人程度  
**□試験日** 6月19日(月)  
**□報酬(時間額)** 1,200円  
**□募集要項** 6月1日(木)~12日(月)に、公民館・職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布  
**申** 6月12日(月)午後5時までに直接窓口へ(柳沢公民館)  
**▶** 柳沢公民館 田 042-464-8211

## etc その他

**寄附**  
 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。  
 \*やぎさわ保育園保護者会 様(児童図書)  
 \*株多摩商工 代表取締役社長 鎌田忠詞 様(ミストシャワー)  
 \*すみよし保育園保護者会 様(遊具)  
**▶** 総務課 田 042-460-9810

## (((傍聴)))

**審議会など**  
**■スポーツ推進審議会**  
**時** 6月14日(水)午後6時  
**場** 田無第二庁舎5階  
**内/定** スポーツ推進計画ほか/5人  
**▶** スポーツ振興課 田 042-420-2818  
**■建築審査会**  
**時** 6月15日(木)午後2時  
**場** 保谷東分庁舎  
**内** 建築基準法に基づく同意ほか  
**定** 5人 ※一部非公開  
**▶** 建築指導課 田 042-438-4026  
**■地域自立支援協議会**  
**時** 6月27日(火)午後6時30分  
**場** 田無第二庁舎4階  
**内** 令和4年度障害福祉サービスの実績、意思疎通支援の見直しほか  
**定** 5人  
**▶** 障害福祉課 田 042-420-2804

## 市民税・都民税(住民税)の納税通知書の送付

▶市民税課 田 042-460-9827・9828

令和5年度市民税・都民税(以下「市・都民税」)が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

詳細は、納税通知書や同封のお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。  
 ※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方については、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

**納税通知書の送付日**  
 ●65歳未満(4月1日現在)の方…6月2日(金)  
 ●65歳以上(4月1日現在)の方…6月12日(月)

### 3月16日以降に確定申告書を提出された方へのご案内

●当初賦課  
 確定申告書の内容が令和5年度市・都民税当初賦課(特別徴収:5月、普通徴収:6月)へ反映されるまでに時間を要する場合があります。

その場合、普通徴収は第2期以降、給与からの特別徴収は9月分以降に課税または税額変更などの処理を行い通知します。

また、各種保険料(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)などの算定や課税・非課税証明書への反映に遅れが生じる場合があります。

### 市民税・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。給与から特別徴

収をしている勤務先以外からの収入(公的年金などの雑所得・事業所得・そのほかの勤務先からの給与収入など)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書を送付します。

◆納付  
 同封の納付書(口座振替の方を除く)の納付場所や支払方法などの詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニエンスストアの場合、1枚当たりの税額が30万円以下のものに限り利用できます。

◆課税・非課税証明書の発行  
 令和5年度の証明書の発行…6月2日(金)から  
 ※市・都民税の納付方法が全て給与からの特別徴収の方は既に発行中です。

□交付窓口  
 ●市民税課(田無庁舎4階) ●保谷庁舎総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)  
 ●出張所

□コンビニエンスストアでの証明書の発行  
 利用者用電子証明書の暗証番号を登録しているマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアの多機能端末(マルチコピー機)で交付窓口より100円安く証明書を取得できます。なお、コンビニエンスストアでは最新年度(令和5年度)のみの発行となり、利用開始は6月2日(金)の午前9時30分からです(通常は午前6時30分~午後11時)。

□証明書を発行できる方  
 ①市民税・都民税申告書または確定申告書を提出した方  
 ②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方  
 ③①と②のいずれかに該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある在住の方  
 ※①~③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。また、既に申告書を提出している方でも、提出時期によっては同様の期間を要する場合があります。

※市・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。  
 ◆令和5年度に非課税となる方  
 ●令和5年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方  
 ●令和4年分の合計所得金額が135万円以下の障害者、寡婦、ひとり親および未成年者(平成17年1月3日以降生まれ)の方  
 ●令和4年分の合計所得金額が下表以下の方

□市・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数です。